

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	4	府 省 庁 名 国 土 交 通 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	独立行政法人都市再生機構が附則業務として不動産を取得した場合の非課税措置の廃止	
見直し内容 (概要)	<p>現行制度の概要</p> <p>独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という）が、独立行政法人都市再生機構法附則第12条第1項第1号及び第2号に規定する業務のうち、次に掲げる不動産として使用するために土地等を取得した場合の非課税措置</p> <p>[第1号業務]</p> <p>①宅地（事務所及び宿舍以外）及び公共の用に供する土地</p> <p>[第2号業務]</p> <p>①住宅の用に供する土地</p> <p>②市街地再開発事業の施行の用に供する土地</p> <p>③公共の用に供する施設の敷地の整備等</p> <p>④利便に供する施設の整備のための敷地の整備等</p> <p>⑤国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する家屋の建設</p> <p>現行制度の適用期限 平成23年3月31日</p>	
[関係条文]	[地方税法附則第10条第5項 地方税法施行令附則第6条の16第5項]	
増収見込額	0 (0) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由 担当者等 (連絡先)	<p>機構が行うニュータウン整備事業については、第2期中期目標期間中（平成21年度～平成25年度）に工事完了、第3期中期目標期間中（平成26年度～平成30年度）に供給・処分を完了することとなっており、そのための用地取得については、第2期中期目標期間の早期に終了することを目標としている。現行制度の適用期間中に土地取得が概ね完了し、また、以降の土地取得についてもほぼ見込まれないことから、本特例措置については廃止とする。</p>	